

# 船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト (強電)】

船舶電装管理者  
主任船舶電装士  
船舶電装士

# 目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	1
[ 1 ]	第 6 編 電気設備	1
	第 1 章 総則（定義及び性能一般）	1
	第 2 章 発電及び変電設備	28
	第 1 節 通則	28
	第 2 節 発電機	38
	第 3 節 蓄電池	50
	第 4 節 変圧器	55
	第 3 章 配電設備	59
	第 1 節 配電盤	59
	第 2 節 配電器具	65
	第 4 章 電路	68
	第 1 節 電線	68
	第 2 節 配電工事	70
	第 3 節 接地	88
	第 5 章 電気利用設備	90
	第 1 節 照明設備	90
	第 2 節 動力設備	96
	第 3 節 電熱設備	107
	第 4 節 通信及び信号設備	108
	第 6 章 非常電源等	111
	第 7 章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	129
	第 8 章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	138
	第 9 章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	139
[ 2 ]	脱出設備、操舵設備、航海用具	142
	「 1 」 脱出設備	142
	「 2 」 操舵設備	152
	「 3 」 航海用具	162
[ 3 ]	無線電信等の施設	206
II	危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	212
	第 2 編 危険物の運送	212
	第 1 章 通則	212
	第 3 章 ばら積み液体危険物の運送	213
	第 2 節 液化ガス物質	213
	第 3 節 液体化学薬品	213
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	221

第1章	総則	221
第2章	救命設備の要件	222
第3章	救命設備の備付数量	231
第4章	救命設備の積付方法	234
IV	船舶消防設備規則（関連抜粋）	236
第2章	消防設備の備付数量及び備付方法	236
第1節	第1種船及び第2種船	236
第2節	第3種船及び第4種船	246
V	船舶防火構造規則（関連抜粋）	249
VI	船舶自動化設備特殊規則	251
第1章	総則	251
第2章	機関	251
第3章	設備	254
VII	漁船特殊規程（関連抜粋）	262
第1章	総則	262
第3章	設備	262
第1節	救命設備	262
第3節	その他の設備	262
VIII	小型船舶安全規則（関連抜粋）	269
[1]	第1章 総則	269
[2]	第6章 救命設備	275
[3]	第9章 航海用具	276
[4]	第10章 電気設備	289
第1節	通則	289
第2節	蓄電池	292
第3節	配電盤	293
第4節	電路	294
第5節	電気利用設備	295
[5]	第14章 特殊小型船舶に関する特則	297
IX	小型漁船安全規則（関連抜粋）	298
[1]	第1章 総則	298
[2]	第6章 救命設備	299
[3]	第9章 航海用具	300
[4]	第10章 電気設備	304
X	電気設備の検査	311
[1]	検査の種類	311

[A] 定期検査	311
[B] 中間検査	311
[C] 臨時検査	312
[D] 臨時航行検査	312
[E] 予備検査	313
[2] 用語の意義	313
[A] 旅客船	313
[B] 国際航海	313
[C] 特殊船	313
[D] 小型兼用船	313
[E] 小型船舶	313
[F] 小型漁船	314
[G] 航行区域	314
[H] 従業制限	314
[3] 検査の準備	315
[A] 定期検査の準備	315
[B] 第1種中間検査の準備	315
[C] 第2種中間検査の準備	315
[D] 予備検査の準備	315
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	315
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	315
第1章 第1回定期検査等	315
第2章 定期的検査等	323
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	326
第1章 第1回定期検査等	326
第2章 定期的検査等	327
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査	328
第1章 第1回定期検査等	328
第2章 定期検査等	329
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	330
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	332
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	332
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	336
第2章 船舶検査の実施方法	336
XI 索引	338